

総合火災制御設備規則

規則

2018年 第1回 一部改正

2018年2月15日 規則 第20号

2018年1月31日 技術委員会 審議

2018年2月15日 規則 第20号
総合火災制御設備規則の一部を改正する規則

「総合火災制御設備規則」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.1 一般

2.1.1 検査の種類

(2)を次のように改める。

検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 登録のための検査（以下、本規則において「登録検査」という。）
- (2) 登録を維持するための検査（以下、本規則において「維持検査」という。）
維持検査の種類は、次のとおりとする。
 - (a) 定期検査
 - (b) 中間検査
 - (c) 年次検査
 - (d) 臨時検査
 - (e) 不定期検査

2.1.2 検査の時期

(2)を次のように改める。

- (2) 維持検査は、次の時期に行う。
 - ((a)から(d)は省略)
 - (e) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.3 維持検査

2.3.4として次の1条を加える。

2.3.4 不定期検査

不定期検査では、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い良好な結果でなければならない。

附 則

1. この規則は、2018年2月15日から施行する。